

御坂共立歯科診療所が取得する施設基準

施設基準は、保険医療機関が診療行為を行うにあたり、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面など、医療機関が法令に基づいて満たす必要のある基準となります。

◆当院は、保険医療機関の指定を受けています。

【医療機関番号】

18, 1039, 2 歯 1039

【保険医療機関名称】

御坂共立歯科診療所

【保険医療機関住所】

山梨県御坂町八千蔵535-1

【その他の医療機関指定】

労災指定医療機関、原子爆弾被害者一般疾病医療機関、生活保護法による医療機関、臨床研修施設指定、介護給付費等

◆当院では、個人情報保護に努めています。

問診表、診療録、検査記録、歯型等の個人情報は治療目的以外には使用致しません。

◆義歯を6ヵ月再作製できない取り扱い。

保険で作製した新しい入れ歯(同一の物)は、作製後6ヶ月間は新たに作り直すことができません。

◆明細書発行体制加算

当院では医療の透明化を患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

なお、当加算は医療機関の明細発行体制を評価するものであり、明細書発行の費用ではありません。

◆医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードによる電子資格を行う体制を有しています。質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報・特定健診情報等、十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

◆施設基準の一覧

当院では、厚生労働省関東信越厚生局に下記の施設基準の届出を行っています。

届出名称	受理番号	算定開始年月日
初診料(歯科)の注1に掲げる基準	(歯初診) 第314号	平成30年9月1日
歯科外来診療医療安全対策加算1	(外安全1) 第423号	令和6年9月1日
歯科外来診療感染対策加算1	(外感染1) 第423号	令和6年9月1日
歯科治療時医療管理加算	(医管) 第94号	平成28年6月1日
小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算	(口管強) 第3号	令和6年10月1日
在宅療養支援歯科診療所1	(歯援診1) 第8号	平成30年10月1日
在宅患者歯科治療総合医療管理料	(在歯管) 第36号	平成28年8月1日

有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査	(咀嚼能力) 第 8 号	平成 31 年 1 月 1 日
有床義歯咀嚼機能検査 2 の口及び咬合圧検査	(咬合圧) 第 20 号	令和 6 年 8 月 1 日
歯科口腔リハビリテーション料 2	(歯リハ 2) 第 10 号	平成 26 年 4 月 1 日
歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算	(歯技連 1) 第 44 号	令和 6 年 6 月 1 日
CAD/CAM 冠	(歯 CAD) 第 148 号	平成 27 年 4 月 1 日
有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算 1 及び 2	(歯技工) 第 32 号	平成 22 年 4 月 1 日
クラウン・ブリッジ維持管理料 ※補綴物維持管理	(補管) 第 570 号	平成 20 年 6 月 1 日
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)	(歯外在ベⅠ) 第 51 号	令和 6 年 6 月 1 日
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)	(歯外来在ベⅡ 1) 第 3 号	令和 6 年 6 月 1 日
酸素の購入価格	(酸単) 第 6125 号	令和 6 年 4 月 1 日

令和 7 年 6 月 1 日現在

◆金属床による総義歯の提供

下記の金額から、熱可塑性樹脂を用いて総義歯を作製した場合の金額（保険外併用療養費）（概ね 41,750 円）を差し引いた分を特別の料金として患者から徴収します。

●当院での金属床総義歯の価格は次のとおりです。

金属の種類	1 床当たりの価格	
	上顎	下顎
コバルトクロム合金	187,000	187,000
チタン合金	217,800	217,800
チタン床（純チタン）	209,000	209,000

価格変更日 令和 6 年 3 月 18 日